

本人確認書類の添付について

1. はじめに

番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降の寄附に係る「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（第 55 号の 5 様式）、「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」（第 55 号の 7 様式）より、個人番号の記載が開始されます。地方税法附則第 7 条第 3 項、第 5 項、第 10 項、第 12 項の規定により、番号を記入することは義務とされています。

なお、皆様から収集した個人番号は、寄附金税額控除に係る申告特例制度に関連する業務以外の目的に利用することはありません。

2. 添付する書類

他人の成りすましを防止するために「①個人番号の確認書類」と「②本人確認の書類」の両方のコピーが必要になりますので、下記の表を参考に書類ご提出ください。

提出書類	「個人番号カード」 (マイナンバーカード) をお持ちの方	「通知カード」 をお持ちの方	「個人番号カード」 「通知カード」 どちらも無い方
①個人番号の 確認書類	個人番号カードの 裏面のコピー	通知カードのコピー	「個人番号」が記載された 住民票のコピー
②本人確認の 書類	個人番号カードの 表面（顔写真）のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 <p>注意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーして下さい。 ・通知カードに記載された「住所」又は「生年月日」が確認できる書類をご提出下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 <p>注意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーをして下さい。 ・住民票に記載された「住所」又は「生年月日」が確認できる書類をご提出下さい。

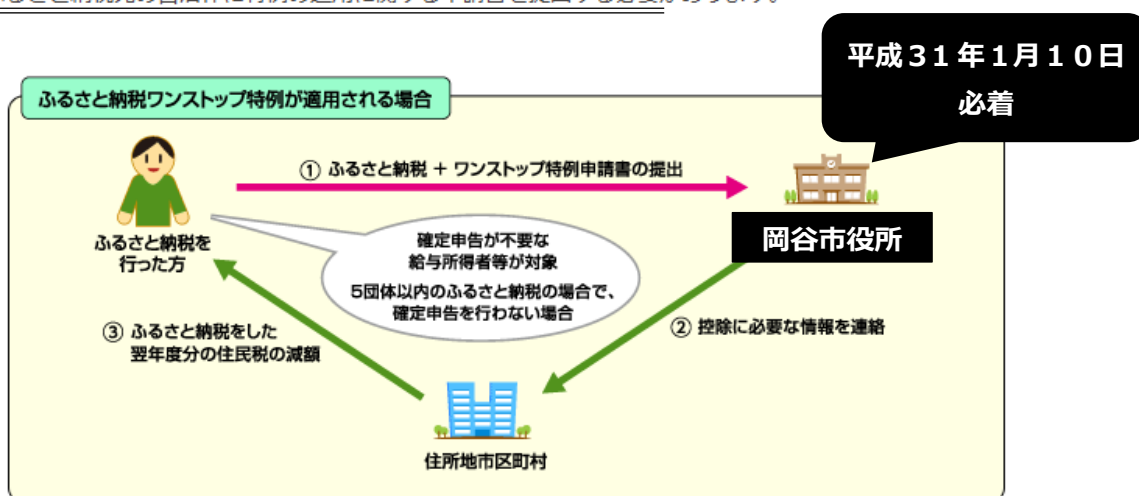
ふるさと納税に伴う寄附金控除の手続きについて

～総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より抜粋～

(一部岡谷市により改変)

制度改正2 手続きの簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設)

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。



特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方は、平成27年中のふるさと納税について控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります(平成28年以降のふるさと納税については、5団体以内であれば、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です)。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

※ふるさと納税先の自治体によって、申請書が異なることがありますので、ふるさと納税先の自治体にお問い合わせください。